

資料7 補助金等に関する調書

番号	補助金等の名称	担当課	補助対象者	担当係等	金額 【円】	補助の内容等
<b>【周辺地区環境整備事業（八甫）】</b>						
1	幸手関係地区住民環境衛生負担金	業務課	上千塚、下千塚、円藤内、松石地区	八甫 清掃センター	800,000	各地区の運営費に対する負担金です。
2	鷺宮・栗橋生活環境保全協議会負担金	業務課	鷺宮・栗橋生活環境保全協議会	八甫 清掃センター	1,000,000	協議会の運営に必要な経費に対する負担金です。
<b>【企画政策・統計事業】</b>						
3	ごみ集積所環境整備補助金	業務課	ごみ集積所管理者等	減量推進係	177,700	ごみ集積所の清掃活動又は維持管理に必要な経費の2分の1に相当する額以内の額で、ごみ集積所1か所当たり年額3,000円を限度額として交付しています。
<b>【減量推進事業（久喜宮代）】</b>						
4	生ごみ処理容器等購入費補助金	業務課	生ごみ処理容器等を購入した者	減量推進係	229,300	購入金額の2分の1とし、コンポスト1基につき2,500円、EM処理容器1基につき1,500円、生ごみ減量化機器1基につき3万円を限度額として交付しています。
5	業務用生ごみ処理機補助金	業務課	生ごみ処理機を購入した事業者	減量推進係	0	本体費用に設置費用を加えた額に3分の2を乗じて得た額で、1基につき200万円を限度額として交付しています。
6	資源集団回収事業報償金	業務課	地域住民で構成する営利を目的としない団体	減量推進係	650,160	家庭から排出される紙類や布・衣類を自主的に回収する活動に対して、1kgにつき7円を交付しています。
<b>【減量推進事業（菖蒲）】</b>						
7	生ごみ処理容器等購入費補助金	業務課	生ごみ処理容器等を購入した者	減量推進係	35,000	購入金額の2分の1とし、コンポスト1基につき2,500円、EM処理容器1基につき1,500円、生ごみ減量化機器1基につき3万円を限度額として交付しています。
8	業務用生ごみ処理機補助金	業務課	生ごみ処理機を購入した事業者	減量推進係	0	本体費用に設置費用を加えた額に3分の2を乗じて得た額で、1基につき200万円を限度額として交付しています。
9	資源集団回収事業報償金	業務課	地域住民で構成する営利を目的としない団体	減量推進係	105,210	家庭から排出される紙類や布・衣類を自主的に回収する活動に対して、1kgにつき7円を交付しています。
<b>【減量推進事業（八甫）】</b>						
10	生ごみ処理容器等購入費補助金	業務課	生ごみ処理容器等を購入した者	減量推進係	214,900	購入金額の2分の1とし、コンポスト1基につき2,500円、EM処理容器1基につき1,500円、生ごみ減量化機器1基につき3万円を限度額として交付しています。
11	業務用生ごみ処理機補助金	業務課	生ごみ処理機を購入した事業者	減量推進係	0	本体費用に設置費用を加えた額に3分の2を乗じて得た額で、1基につき200万円を限度額として交付しています。
12	資源集団回収事業報償金	業務課	地域住民で構成する営利を目的としない団体	減量推進係	1,060,010	家庭から排出される紙類や布・衣類を自主的に回収する活動に対して、1kgにつき7円を交付しています。